

お持ちの自宅や空き家の将来 考えてますか？

周囲に著しく悪影響を及ぼす「**特定空家等**」、放置すれば「**特定空家等**」になるおそれのある「**管理不全空家等**」として市から勧告を受けると、住宅用地の特例措置が解除され、**土地の固定資産税・都市計画税が高くなります。**

1. 空き家になる前からできる備えを

将来の相続に備え、「**住宅を誰に引き継ぐのか**」、「**家族が使用するのか**」等、早いうちから親族で話しておきましょう。「住まいのエンディングノート」を住宅課で配布していますので、ご活用ください。

3. 空き家には**定期的な管理**が不可欠です

空き家のメンテナンスや草木の伐採は定期的に行ってください。瓦の落下や外壁材の飛散等により他人が怪我等した場合、**空き家所有者の責任となり、損害賠償を問われることもあります。**

2. 空き家になったら**早めの行動**を

家は使用しなくなると傷みが早くなり、時間が経つほど維持費もかさみます。**使用する予定がないならば、早めに売却・賃貸・解体等を検討してください。**

4. 相続したら**速やかに相続登記**を

手続きを先送りすればするほど関係する相続人が増え、相続人の整理や手続きが面倒になる恐れがあります。**相続登記をしていないと不動産の売却はできません。**なお、相続登記の申請は令和6年4月1日より義務化されています。

管理されている空き家



管理不全空家



窓や壁が破損・草木が繁茂等

特定空家



そのまま放置すると倒壊等の恐れがある

自宅の将来や空き家の今後について専門家に相談してみませんか？

相談
無料

周南市 空き家総合相談窓口



売却や解体費用はどのくらい？

売却したいけどどこに相談したらいいかわからない...

相続を受けたけどどうしたらいいかわからない...

遠方に住んでいて管理が難しい...

お問い合わせ

(公社) 山口県宅地建物取引業協会

TEL 083-973-7111

▼相談申込フォーム



相談時間 月～金 9:00～17:00 (祝日、お盆、年末年始を除く)

この事業は周南市より空家等管理活用支援法人の指定を受け実施するものです
相談後に専門業者等へ業務依頼された場合は有料となります



空き家の所有者さまに向けた支援制度をご活用ください

空き家情報バンク

売却・賃貸

お持ちの「売りたい」「貸したい」空き家の情報を、市が全国版空き家情報バンクのホームページに掲載し、買いたい・借りたい方とマッチングする制度です。
海が見える物件や農地付きの物件は、特に人気を集めています！
市内にまだ使用できる空き家をお持ちの方、ぜひ登録していませんか？

掲載無料・物件募集中！



譲渡所得の3,000万円控除

売却

相続から3年が経つ年の年末までに、要件を満たす建物・土地を売却した場合、その譲渡所得の金額から最大3,000万円が控除されます。



ふるさと納税返礼品

管理

空き家見守りサービスを本市のふるさと納税の返礼品として登録しています。



危険空き家解体事業補助金

解体

- 対象: **周囲に危険を及ぼす空き家**の所有者(個人)
- 補助限度額: **50万円(補助対象事業費の50%が上限)**

※補助金の対象となるか判定するため、事前に現地確認を申し込む必要があります。

申請受付開始:4/14(火)



空き家対策セミナー

相続・家財整理・売却等に関するセミナーを開催予定です。
本庁:7/12(日)・熊毛:7/21(火)・長穂:7/30(木)
詳細は市広報やHPで随時お知らせします。



**周南市空き家対策総合サイトにて
空き家に関する情報を発信中！▶**



空き家に関するQ&A

空き家についてよくある質問をHPにてQ&A形式で紹介しています。



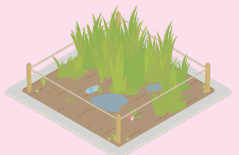
お問い合わせ先

周南市 住宅課 空家対策室(本庁2階) 周南市岐山通1-1

TEL:(0834)22-8385

空き地の適正な管理をお願いします

- ✓空き地は適正に管理しなければ、雑草の繁茂や、立木の枝の越境、虫の発生、ごみの不法投棄の誘発など、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがあります。
- ✓土地の所有者・使用者は、土地を適正に管理する責務があります。除草や伐採、ごみの清掃など定期的な管理をお願いします。



お問い合わせ先

周南市 環境政策課 生活衛生担当(本庁2階)

TEL:(0834)22-8322

地震に強い住まいづくりのために

あなたの家は地震が来ても大丈夫ですか？実は、山口県でも大きな地震が発生する可能性があります。大切な家族や財産を守るため、住宅の耐震化や防災対策について考えてみませんか？



耐震診断・耐震改修の支援制度

- ◆対象となる住宅
昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅

耐震診断

無料で耐震診断員を派遣します



耐震改修

耐震改修費用の一部を補助します

補助限度額115万円
(補助対象事業費の80%が上限)



ブロック塀等の除却・建替え工事費等の補助制度

- ◆対象となるブロック塀等
周南市立小、中学校が定めた通学路に面したブロック塀等

除却工事・建替え工事

ブロック塀の除却・軽量フェンス等への建替え工事に要する費用の一部を補助します

補助限度額:20万円 (補助対象事業費の3分の2が上限)



詳細は市広報5月号またはHPをご覧ください ※補助金は契約前に申請が必要ですので事前にお問い合わせください

お問い合わせ先

周南市 住宅課 住宅企画担当(本庁2階)

TEL:(0834)22-8334